

健康保険証の廃止に伴う取扱いについて

2024年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード）を基本とした制度に移行しました。

ついては、紙の保険証は発行されませんので、入職後下記によりご対応をお願いします。

■ 入職後

- ① マイナ保険証を利用できる方→手続き完了後、共済組合から「**資格確認のお知らせ**」が発行されます。

手続きが完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できる状態になりましたら、共済組合から「資格確認のお知らせ」が発行され、総務課を通じて本人に通知します。

※「資格確認のお知らせ」が届く前には、マイナ保険証は利用できません。

- ② マイナ保険証の利用ができない方→「**資格確認書**」を発行します。

採用書類「組合員資格取得届書」の「資格確認書発行要否」欄にある、「発行が必要」にチェックを入れてください。

「資格確認書」とは、保険証の代わりとして使用できるカードです（有効期限1年間）。

※マイナ保険証の利用登録をしていない組合員のみ発行ができます。

マイナ保険証の利用を推奨しております。ご協力の程よろしく願いいたします。